

定例法律相談

4/13(木)午後1時~午後4時

場所

佐野商工会議所3階会議室

※事前に申込み、予約をお願いします。

# 佐野商工会議所に加入しませんか

## 当所は企業を支えるパートナー

商工会議所は、業種・業態・規模の大小を問わず、企業経営の悩み・トラブル等へのアドバイスを行う他、全国の商工会議所ネットワークを活かした幅広い情報を提供しています。万全のバックアップ体制で中小企業を応援しています。

● 会員資格を拡大し、商業者以外の方も全員ご加入いただけます。

● お問合せは当所業務課(☎二二五五一)までお気軽にお電話下さい。



すぐ聞けるすぐ応えるすぐ役立つ 佐野商工会議所はあなたの身近な応援団

《会員になった場合のメリット》

- 会社経営の相談・指導
- 資金調達や税務・経営・労務など、相談内容に応じて各分野の専門相談員がアドバイスを行っています。
- 情報提供サービス
- セミナー・講習会、景況調査、見学会、そして月一回発行の機関紙を通してタイムリーな情報を提供していきます。
- 全国ネットワークの活用

全国五三商工会議所のネットワークを通して、様々な情報入手することができ、融資制度を活用することができます。

● 融資制度の活用

佐野商工会議所ビジネス

ローン、無担保・無保証人・低利のマル経資金融資制度の他、国・県市等の各種融資制度を活用することができます。

● 各種共済サービス

地域における人脈づくり、様々な業種から集まった会員同士の交流を通じ、人的交流・取引交流等を活性化することで、ビジネスチャンスを広げます。

### 安心して働ける職場づくり

#### 仕事上のケガに備える保険

労働保険は当所への事務委託が便利

労働保険(労災保険と雇用保険)は政府が管理・運営している強制的な保険です。労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇っている場合は、その事業主は加入義務を負います。労働保険料を納付しなければならぬことになってしまいます。

当所では、事業主の委託を受けて、政府の許可団体である労働保険事務組合の組織のもとで事務を代行しています。

【委託できる事業主】

- 労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇っている場合、その事業主は加入義務を負います。
- 労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇っている場合、その事業主は加入義務を負います。
- 労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇っている場合、その事業主は加入義務を負います。

#### 労働保険

常時使用者労働者が、金融・保険・不動産・小売業は五〇人以下、サービス・卸売業は一〇〇人以下、その他の事業は三〇〇人以下の事業主は、事務委託が軽減されることに専念できます。

① 保険料の額にかかわらず三回に分割納付できる。

② 事業主・家族従事者等も、労災保険に特別加入することができ、

③ 労働保険事務組合への委託手続き等、詳細については

#### 労働事務組合

この共済制度は、個人事業主又は会社等の役員の方が事業を辞めたり退職された場合、その後の生活安定や事業再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、事業主の退職金制度といえるものです。

【税法上の特典】

- ① 掛金は全額所得控除
- ② 共済金は、一時払共済金は退職所得、分割共済金は公的年金等の雑所得として取り扱われます。

【加入資格】

常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主及び会社役員など

【毎月の掛金】

- ① 千円~七万円(五百円刻み)で加入後、増減額できます。
- ② 掛金は、加入された方ご自身の預金口座振替で納付していただきます。

お問合せは、当所 ☎二二五五一(一)までお気軽にお電話下さい。(金尾)

## 個人事業主や会社役員を応援する国の共済制度

### 経営者にも退職金を!!

### 小規模企業共済

## 着々とそなえて 企業も従業員も 将来が安心

### 特定退職金共済制度

特定退職金共済制度とは、事業主の方により毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払べき退職金を計画的に準備できる制度です。この制度を採用することにより、中小企業でも大企業なみの退職金制度を容易に確立でき、また従業員の確保と定着を図ることもできます。

【制度の特色】

- ① 掛金は一人三万円まで非課税です。
- ② 事業主が負担する掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
- ③ 国の中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。
- ④ 新規加入する事業所の場合

とりより実際の勤務期間に応じた退職金を支給できます。

【掛金】

従業員一人につき一口千円で、最高三十口三万円まで加入できます。

【給付金】

この制度の給付金は、退職給付金・遺族給付金・退職年金となります。

【制度の取扱】

加入できる事業主は、商工会議所の地区内にある事業主(所)であれば、誰でも従業員(満十五歳以上八十五歳未満)を加入させることができます。

加入するときは、全従業員を加入させなければなりません。

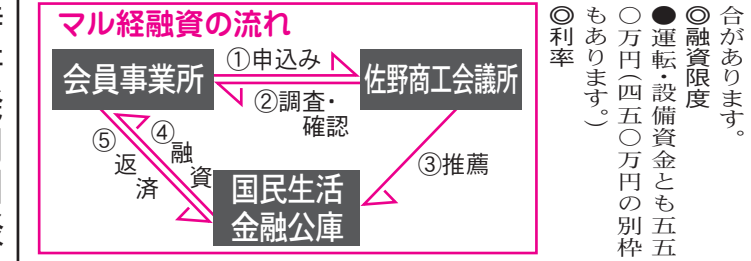
詳細については当所 ☎二二五五一(一)までお問い合わせ下さい。(阿部)

## 融資案内 中小企業の経営を強力にバックアップ

### 資金調達を応援します!

《マル経資金》

- 利用できる方
- 最近一年以上地区内で営業し、六ヶ月以上当所の経営指導を受けていること。
- 小売・卸売・サービス業は従業員五人以下、製造・建設業は従業員二十人以下。
- 業は従業員二十人以下。
- 期限の到来している税金関係を完納されていること。
- 許可・登録届出を要する事業は現に許可登録等を受けていること。
- 国民生活金融公庫の対象業種であること。
- 環境衛生業種(飲食店・理美容業等)は運転資金のみ利用可能。
- ※連続欠損及び借入過多の場合は、ご利用頂けない場合があります。



合があります。

- 融資限度
- 運転・設備資金とも五五〇万円(四五〇万円の別枠もあります。)
- 利率
- 年一・八%(平成十八年四月一日現在)
- 返済期間
- 運転資金 五年以内
- 設備資金 七年以内

《ビジネスローン》

当所では、会員事業所向けの融資制度「佐野商工会議所会員ビジネスローン」の取扱いを始めました。これは、当所と足利銀行、群馬銀行、佐野信用金庫、東和銀行、栃木銀行、栃木信用金庫の市内金融機関及び商工中金足利支店との提携により実現したもので、提携金融機関から優遇された条件で融資を受けることが可能です。

お申込みの条件は、会議

この共済制度は、個人事業主又は会社等の役員の方が事業を辞めたり退職された場合、その後の生活安定や事業再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、事業主の退職金制度といえるものです。

【税法上の特典】

- ① 掛金は全額所得控除
- ② 共済金は、一時払共済金は退職所得、分割共済金は公的年金等の雑所得として取り扱われます。

【加入資格】

常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主及び会社役員など

【毎月の掛金】

- ① 千円~七万円(五百円刻み)で加入後、増減額できます。
- ② 掛金は、加入された方ご自身の預金口座振替で納付していただきます。

お問合せは、当所 ☎二二五五一(一)までお気軽にお電話下さい。(金尾)

これであなたも安心です

商工会議所会員のための「低廉な保険料」PL保険

中小企業PL保険制度は、商工三団体(日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会)による、中小企業の皆様のための全国制度。

PL保険とは、製造または販売した製品や、行った仕事の不備・欠陥が原因で、他人の生命や身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償請求を問われた場合に、お役に立つ保険です。

現在約七万社の中小企業者が加入。制度発足平成七年七月以来、九三〇〇件超の事故に対応、しかも低廉な保険料。まさに会員の皆

掛金の金額所得控除による減税額(例) 確定申告で、こんなに減税になります!

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の減税額	
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額5万円
200万円	160,000円	89,000円	14,700円	73,500円
600万円	696,000円	464,000円	31,200円	156,000円
1,000万円	1,520,000円	954,000円	51,600円	258,000円

※1. 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基本控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2. 税額は、平成17年4月1日現在の税率に基づき、定額減税額控除を考慮して算定しています。なお、住民税平均割については、4,000円と設定しています。

商工業者台帳の作成について 会員・非会員を問わず ご協力をお願いします

商工会議所では「商工会議所法」に基づいて、商工業者台帳を作成、訂正することとされています。この台帳は、貴社(店)の事業についての戸籍台帳のようなものであり、商工会議所ではこの台帳について、取引の紹介、斡旋、証明、鑑定その他貴社(店)の事業の発展と地区内の商工業の振興に役立つように運用するよう義務付けられています。

台帳は、経済産業省の監督のもとに厳重に管理し、秘密のもれることはありませんので、地域の商工業者の皆様におかれましては、会員・非会員にかかわらず来る4月28日(金)までにご回答下さいようお願い申し上げます。

特許発明相談

4/28(金)午前9時30分~正午

場所 佐野商工会議所3階会議室

※事前に申込み、予約をお願いします。